（エネルギー管理企画推進者の選任）

第十三条　法第九条第一項、第二十条第一項又は第三十一条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］

2　特定事業者等は、法第八条第一項、第十九条第一項又は第三十条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3　［略］

（資質の向上を図るための講習の期間）

第十四条　法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

（エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出）

第十五条　法第九条第三項、第二十条第三項又は第三十一条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

（第一種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出）

第十六条　法第十条第二項、第二十一条第二項、第三十二条第二項又は第四十条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（エネルギー管理者の選任）

第十七条　法第十一条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項又は第四十一条第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］

（エネルギー管理企画推進者の選任）

第六条の四　法第七条の三第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］

2　特定事業者等は、法第七条の二第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。次項において同じ。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3　［略］

（資質の向上を図るための講習の期間）

第六条の五　法第七条の三第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第十三条第一項第一号（法第十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第十三条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

（エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出）

第六条の六　法第七条の三第四項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

（第一種エネルギー管理指定工場等に係る指定の取消しの申出）

第七条　法第七条の四第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（エネルギー管理者の選任）

第八条　法第八条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二　［略］